

別記2 判断基準

長野県認定制度認定品目

1. 食品

農産物

野菜 果実	<p>【判断基準】</p> <p>長野県「環境にやさしい農産物表示認証制度」により認証された農産物であること。(但し、認定期間中のものに限る)</p> <p>【配慮事項】</p> <p>適地・適作により栽培された農産物であること。</p> <p>商品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用可能な環境への負荷が低減された包装が使用されていること。</p> <p>輸送距離が可能な限り短いこと。(フードマイレージが少ないこと。地産のものであること。)</p>
米	<p>【判断基準】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>長野県「環境にやさしい農産物表示認証制度」により認証された米であること。(但し、認定期間中のものに限る)</p> <p>長野県原産地呼称管理制度により認定されたものであること。(但し、認証期間中のものに限る)</p> <p>【配慮事項】</p> <p>適地・適作により栽培された農産物であること。</p> <p>商品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用可能な環境への負荷が低減された包装が使用されていること。</p> <p>輸送距離が可能な限り短いこと。(フードマイレージが少ないこと。地産のものであること。)</p>

* 参照

環境にやさしい農産物表示認証制度

<http://www.pref.nagano.jp/nousei/nougi/yasasi-gaiyo.pdf>

原産地呼称認証制度 <http://www.pref.nagano.jp/nousei/nousei/aoc/nnac.htm>

酒類

焼酎 日本酒 ワイン	<p>【判断基準】</p> <p>長野県原産地呼称管理制度により認定されたものであること。(但し、認定期間中のものに限る)</p>
------------------	---

* 参照 <http://www.pref.nagano.jp/nousei/nousei/aoc/nnac.htm>

2. 資材

木材	<p>【判断基準】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと（ を優先）</p> <p>信州木材製品認証制度により認証された木材であること。</p> <p>長野県産の木材であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>輸送距離が可能な限り短いこと。</p>
----	--

* 参照 <http://www.logos.co.jp/kensanzai/ninsyou/index.html>

3. 設備

木質ペレットストーブ	<p>【判断基準】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと（ を優先）</p> <p>長野県が認定した「信州型ペレットストーブ」であること。</p> <p>長野県内で製造されたペレットストーブであること。</p> <p>暖房用の熱エネルギーとして木質ペレット燃料を利用したシステムであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>商品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用可能な環境への負荷が低減された包装が使用されていること。</p> <p>輸送距離が可能な限り短いこと。</p> <p>使用時のエネルギー節電のための設計上の工夫がされていること。</p>
木質ペレットボイラー	<p>【判断基準】</p> <p>給湯用又は冷暖房用の熱エネルギーとして、木質ペレット燃料を利用したシステムであること。</p>
ペレット	<p>【判断基準】</p> <p>県内産の間伐材や製材端材などを粉碎・乾燥・圧縮・成形したもので、建築廃材や接着材が一切使われていない木材 100%の固形燃料を使用すること。</p>

* 信州型ペレットストーブ参照

<http://www.pref.nagano.jp/rinmu/kiriyo/pellet/nintei.htm>

その他品目

県有施設で使用する電気の「省CO2化」

電力	<p>【判断基準】</p> <p>電力小売部門のうち、自由化部門（契約電力 50kw 以上）の電気を調達する施設においては、原則として、入札参加資格に「省CO2化」の要素を考慮した以下の条件を付した入札を実施すること。</p> <p>次に掲げる省CO2化の要素を考慮する観点による基準表（生活環境部長が別に定める）により算出した合計点数が生活環境部長が定める基準点数以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none">・直近年度の 1 kWh あたりの全電源平均 CO2 排出係数・直近年度の未利用エネルギー活用状況・直近年度の新エネルギーの導入状況 <p>前年度、電気事業者により新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成 14 年法律第 62 号）の履行義務を達成していること。</p>
----	--

*現時点での基準表及び基準点数（案）は別紙のとおり